



N029 「特別支援教育」に関する用語あれこれ (その1)

— 様々な資源を有効活用するために —

頭に「特別支援」とつく用語がたくさんあるけれど、「どこがどう違うの?」「いっぱいありすぎてわからない!」と思われた方がたくさんいらっしゃると思います。そこで今回は、特別支援教育に関する用語について、整理してみました。

「特別支援教育」という言葉が初めて使われたのは、平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)でした。まだ5年ほど前のことです。



特別支援教育 (特殊教育との違いから)

<対象の拡大>

従来の特殊教育の対象となっている児童生徒



通常の学級に在籍する発達障がい等の傾向により生活や学習上に困難のある児童生徒

障がいの程度等に応じ**特別の場**(特殊学級)で指導を行う「特殊教育」

<転換>



障がいのある児童生徒一人ひとりの**教育的ニーズ**に応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」

特別支援学校

法令改正(H19年4月)以前には、「**盲・聾・養護学校**」と呼ばれ、将来の自立に向けたきめ細かい支援が行える教育機関。本市においては、国立・県立の下記の7つの学校がある。

- ・視覚障がい(盲学校)・聴覚障がい(聾学校)
- ・知的障がい(富屋・宇大附属特別支援学校)
- ・肢体不自由(のぞわ・わかくさ特別支援学校)
- ・病弱(岡本特別支援学校)

特別支援学級

法令改正(H19年4月)以前には、「**特殊学級**」と呼ばれ、特別支援学校に比べ障がいの程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に必要なに応じて設けられる**特別に編制された学級**。本市には、難聴、知的障がい、肢体不自由、情緒障がいの4種類がある。

特別支援教室(「かがやきルーム」)

通常の学級に在籍している発達障がい等の傾向により生活や学習上に困難のある児童生徒が、障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための**個別・小集団指導を必要な時間のみ受ける教室**。全国に先駆けた取組として、H20年度より設置開始。

通級指導教室

障がいの程度が比較的軽く、通常の学級の中で教育を受けられる児童生徒に、障がいの状態の改善・克服のための指導を専門的に行う教室。自校にない場合は、他校に出向いて指導を受けることが制度として認められている。